

新居浜市人事行政の運営等の状況について

【平成19年度】

「地方公務員法」第58条の2及び「新居浜市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、新居浜市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、新居浜市総務部人事課（電話0897（65）1213）までお問い合わせください。

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況 （単位：人）

区 分		採 用	退 職		
			定 年	勸 奨	自己都合 そ の 他
一 般 行 政 職	事 務	4	3	2	—
	土 木	—	2	—	1
	衛 生	—	1	—	—
保 育 士		—	—	2	—
保 健 師		1	—	—	—
司 書		—	—	1	—
消 防 職 員		4	1	—	—
技 能 労 務 職		—	1	1	1
計		9	8	6	2

（注）平成18年4月1日から平成19年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況（平成18年度）

種 類	区 分	内 容	職 種 等
採用試験	大 学 卒	《 1 次 試 験 》	事務 保健師 消防職員
	短 大 卒	筆記試験	
	高 校 卒	《 2 次 試 験 》	
	障 害 者	作文、個別面接 グループ面接	

第2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H19年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)17年度 の人件費率
18年度	12万6,248人	423億1,867万円	9億6,573万円	73億6,232万円	17.4%	16.4%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	832人	33億1,198万円	5億2,878万円	13億5,989万円	52億0,065万円	625万円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

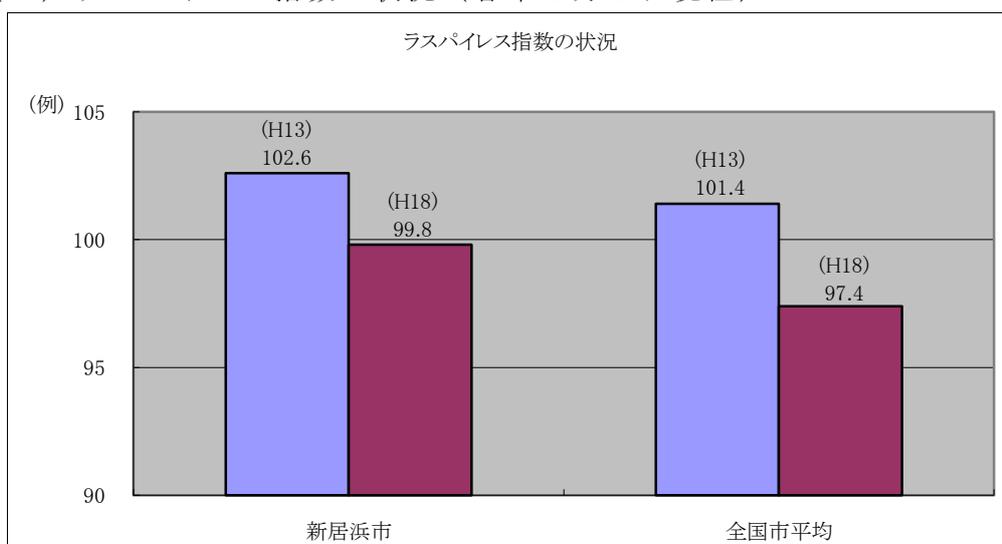
平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、次の措置を行うこととして
います。

ア 市長、副市長、収入役及び教育長の給料を、10%減額して支給。

イ 管理職員の管理職手当を、10%減額して支給。

ウ 期末・勤勉手当における職務の級等による加算分を、給料表の8級（部長級）の
職員は10%、給料表7級（次長級）及び6級（課長級）の職員は5%、それぞれ
減額して支給。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の
給与水準を示す指数です。

ただし、国と各自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比率の状況の違い等によっ
て、影響がでてくることもあります。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	41歳 8月	34万4,066円	40万2,954円
愛媛県	43歳10月	35万1,561円	43万4,470円
国	40歳 8月	32万5,724円	38万3,541円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新居浜市	47歳 3月	40人	36万4,577円	38万2,750円	—	—	—	—
うち学校給食員	45歳11月	32人	36万6,681円	37万5,897円	調理士	43.4歳	22万5,700円	1.67
うち用務員	*	1人	*	*	用務員	53.9歳	22万7,200円	*
うち自動車運転手	52歳 7月	3人	40万8,533円	43万9,811円	自家用乗用 自動車運転者	57.6歳	23万8,000円	1.85
うちその他	52歳 7月	4人	34万7,225円	46万3,978円	—	—	—	—
愛媛県	45歳10月	500人	32万3,506円	36万7,580円	—	—	—	—
国	48歳10月	5,193人	28万7,094円	32万0,514円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
新居浜市	—	—	—
うち学校給食員	627万4,484円	314万3,400円	2.00
うち用務員	*	328万4,300円	*
うち自動車運転手	734万5,521円	330万5,100円	2.22
うちその他	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16～18年の3ヶ年平均）

※参照ホームページ（厚生労働省内）

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z06/index.html>

3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

4 年収ベースの「公務員（C）及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（2）職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		新居浜市	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	17万200円	17万200円	17万200円
	高 校 卒	13万8,400円	13万8,400円	13万8,400円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	27万2,100円	32万9,457円	38万9,141円
	高 校 卒	22万2,433円	27万3,900円	33万5,866円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

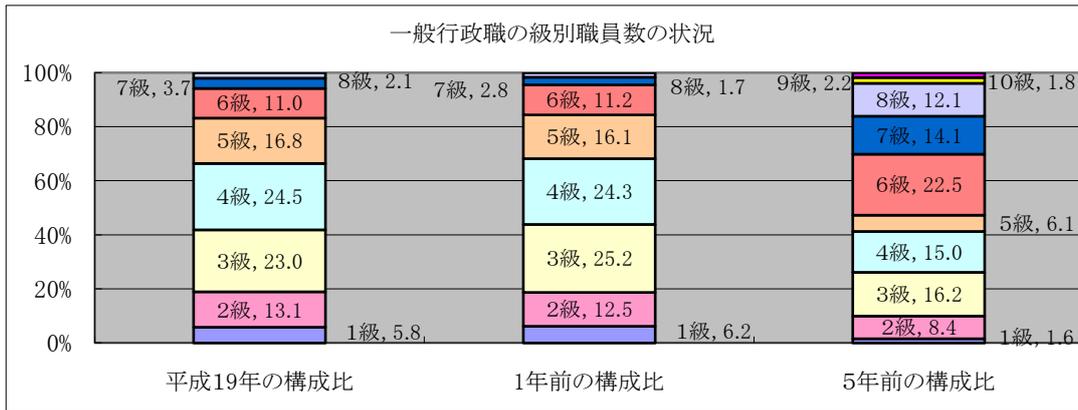
3 一般行政職の級別職員数等の状況

（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	31人	5.8%
2 級	上級主事	70人	13.1%
3 級	主任	123人	23.0%
4 級	係長、主査	131人	24.5%
5 級	副課長	90人	16.8%
6 級	課長、主幹、技幹	59人	11.0%
7 級	次長	20人	3.7%
8 級	部長	11人	2.1%
合 計		535人	100.0%

（注）1 新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月1日より、10級制から8級制に変更しています。
 (旧条例の1級及び2級、並びに4級及び5級を、それぞれ統合)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	新居浜市	国
1人当たり平均支給額(平成18年度)	164万9千円	
平成18年度支給割合	期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)	期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成19年4月1日現在)

新居浜市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	あり※	その他の加算措置	なし	あり※
	※定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)			※定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	支給なし	2,233万円	1人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	14%	0人	14%
香川県高松市	2%	0人	2%

(注) 地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。(平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。)

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成18年度決算)		2,672万1千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)		12万3,706円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成18年度)		23.8%
手当の種類 (手当数)		17
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
滞納整理手当 (甲)	差押物件の引揚げに従事した職員	1件 920円
〃 (乙)	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	日額 370円
生活保護業務手当	生活保護に関する業務に従事した職員	日額 380円
福祉施設勤務手当 (甲)	東新学園及び慈光園に勤務する職員 (以下「福祉施設勤務職員」という。) で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の全部を含む勤務であるもの	1勤務 2,500円
〃 (乙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の一部を含む勤務であるもの	1勤務 800円
〃 (丙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事したもの	1勤務 170円
死亡人処理手当	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	1件 12,000円
防疫作業手当	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	日額 980円
火葬業務手当 (甲)	火葬業務に従事した職員 (斎場に勤務する職員を除く。)	1体 3,000円
〃 (乙)	斎場に勤務する職員で、火葬、葬儀等の業務に従事したもの	日額 750円
犬ねこ等死体処理手当	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	1体 500円

清掃施設勤務手当（甲）	衛生センターに勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又はし尿の処理等の作業に従事したもの	日額 820円
〃（乙）	清掃センター及び最終処分場に勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの	日額 720円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	日額 180円
乗船手当	渡海船の船長として乗船勤務した職員	日額 260円
災害出動手当（甲）	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	1時間 2,730円
〃（乙）	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	1時間 2,130円
消防業務手当	連続して8時間消防業務に従事した職員	1回 430円
災害出場手当	消火又は救助活動に従事した職員	1回 500円
救急業務手当	傷病者の搬送業務に従事した職員	1回 410円
高所作業手当	高所作業（訓練を除く。）に従事した職員	1回 460円
潜水作業手当	潜水作業（訓練を除く。）に従事した職員	1回 5,000円
乗船手当（甲）	渡海船の機関長として乗船勤務した職員	日額 220円
〃（乙）	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員	日額 160円

（5）時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1億7,863万6千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	25万9千円
支給実績（平成17年度決算）	1億7,176万2千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	24万7千円

（6）その他の手当（平成19年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同、異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	親族（子等）	
	1人目（配偶者が扶養親族） 6,000円	
	〃（配偶者が扶養親族でない） 6,500円	
	〃（配偶者がいない） 11,000円	
住居手当	2人目以降 6,000円	異 国持家居住者 2,500円 （新築・購入から5年間）
	特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000円	
	借家居住者 支給限度額 27,000円 持家居住者 3,500円	

通勤手当	交通機関利用者（ＪＲ、バス等利用者） 支給単位期間（最長６か月間）の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円	異 国 交通用具利用者 2 km未満 支給なし 2 km以上～5 km未満 2,000円
	交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給	
	0.5 km以上 ～ 2 km未満 800円	
	2 km以上 ～ 5 km未満 2,500円	
	5 km以上 ～ 10 km未満 4,100円	
	10 km以上 ～ 15 km未満 6,500円	
	15 km以上 ～ 20 km未満 8,900円	
	20 km以上 ～ 25 km未満 11,300円	
	25 km以上 ～ 30 km未満 13,700円	
	30 km以上 ～ 35 km未満 16,100円	
	35 km以上 ～ 40 km未満 18,500円	
	40 km以上 ～ 45 km未満 20,900円	
	45 km以上 ～ 50 km未満 21,800円	
	50 km以上 ～ 55 km未満 22,700円	
	55 km以上 ～ 60 km未満 23,600円	
60 km以上 24,500円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同 （ただし、職名、支給割合の設定は異なります。）
	部長等 70,500円	
	次長等 57,800円	
	課長等 50,500円	
	主幹・技幹等 45,800円	
	副課長等 39,500円	
※いずれも10%減額して支給しています。		

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料月額又は報酬月額	平成18年度期末手当支給割合
市長	894,600円（994,000円）	3.35月分
副市長	729,000円（810,000円）	3.35月分
収入役	643,500円（715,000円）	3.35月分
議長	584,000円	3.35月分
副議長	529,000円	3.35月分
議員	492,000円	3.35月分
退職手当	市 長 994,000円×在職月数48月×35/100=1,669万9,200円（任期毎） 副市長 810,000円×在職月数48月×25/100= 972万円（任期毎） 収入役 715,000円×在職月数48月×19/100= 652万 800円（任期毎）	

- (注) 1 給料月額又は報酬月額欄の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 平成19年第5回市議会定例会において、現市長への退職手当については、支給されないことになりました。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成19年4月1日現在）

区 分		職 員 数			対前年増減数			平成19年 主な増減理由
		平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	
普 通 会 計 部 門	議 会	10	10	10				住居表示事業、戸籍電算化事業終了 新電算システム導入事務終了 後期高齢者医療広域連合派遣 新市建設計画事業 災害復旧事業終了
	一 般	170	166	160		△4	△6	
	税 務	62	61	60	2	△1	△1	
	民 生	168	163	164	△1	△5	1	
	行 衛 生	55	55	55	△1			
	政 勞 働	2	2	2				
	部 農 水	26	26	26	1			
	門 商 工	15	14	15	△3	△1	1	
	土 木	121	117	113	6	△4	△4	
	計	629	614	605	4	△15	△9	
門	教育部門	107	107	105	△2		△2	退職不補充
	消防部門	123	123	125	3		2	職員採用の平準化
	小 計	859	844	835	5	△15	△9	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	39	38	38	△1	△1		会計間異動 地域包括支援センター新規事業
	交 通	8	8	8				
	下水道	19	19	20	△2		1	
	その他	41	44	47		3	3	
	小 計	107	109	113	△3	2	4	
合 計		966 [991]	953 [991]	948 [991]	2 [0]	△13 [0]	△5 [0]	

(注) ①職員数には教育長を含みます。
②[]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	20歳 未 満	20歳 〈 〉 23歳	24歳 〈 〉 27歳	28歳 〈 〉 31歳	32歳 〈 〉 35歳	36歳 〈 〉 39歳	40歳 〈 〉 43歳	44歳 〈 〉 47歳	48歳 〈 〉 51歳	52歳 〈 〉 55歳	56歳 〈 〉 59歳	60歳 以 上	計
職員数	4 人	23 人	71 人	94 人	149 人	115 人	94 人	132 人	97 人	73 人	93 人	2 人	947 人
割 合	0.4 %	2.4 %	7.5 %	9.9 %	15.8 %	12.2 %	9.9 %	13.9 %	10.3 %	7.7 %	9.8 %	0.2 %	100.0 %

(3) 定員管理の数値目標

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
965人	916人	49人	5%

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)17年度の 総費用に占める 職員給与費比率
18年度	16億8,178万2千円	1億6,862万8千円	3億2,408万5千円	19.3%	19.5%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	38人	1億4,936万6千円	2,985万3千円	6,078万4千円	2億4,000万3千円	631万6千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成18年4月1日の人数です。

② 特記事項

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、次の措置を行うこととしております。

(ア) 管理職員の管理職手当を、10%減額して支給。

(イ) 期末・勤勉手当における職務の級等による加算分を、給料表の8級(部長級)の職員は10%、給料表7級(次長級)及び6級(課長級)の職員は5%、それぞれ減額して支給。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市水道事業	41歳 1月	34万4,229円	52万9,185円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

区 分	新居浜市水道事業	新居浜市(企業職員除く)
1人当たり平均支給額(平成18年度)	160万円	164万9千円
平成18年度支給割合	期末手当 3.0月分 (1.6月分) 勤勉手当 1.45月分 (0.75月分)	左に同じ
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	左に同じ

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成19年4月1日現在）

新居浜市水道事業			新居浜市（企業職員除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分			
勤続25年	33.50月分	41.34月分			
勤続35年	47.50月分	59.28月分			
最高限度額	59.28月分	59.28月分			左に同じ
その他の加算措置	なし	あり※			
※定年前早期退職特別措置					
（2%～20%加算）					
1人当たり平均支給額	支給なし		1人当たり平均支給額	支給なし	2,233万円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）			手当なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が高い地域に在勤する職員に支給される手当です。（平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。）

④特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	64万9千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	2万円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	84.2%	
手当の種類（手当数）	5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼出しを受け出動した職員	1回 2,000円 又は1,000円 (勤務開始時間による)
停水処分手当	停水処分に従事した職員	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	1,552万3千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	55万4千円
支給実績（平成17年度決算）	1,195万6千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	41万2千円

⑥その他の手当（平成19年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	親族（子等）	
	1人目（配偶者が扶養親族） 6,000円	
	〃（配偶者が扶養親族でない） 6,500円	
	〃（配偶者がいない） 11,000円	
住居手当	2人目以降 6,000円	同
	特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000円	
通勤手当	借家居住者 支給限度額 27,000円	同
	持家居住者 3,500円	
	交通機関利用者（JR、バス等利用者）	
	支給単位期間（最長6か月間）の通勤に要する運賃等の額により支給	
	支給限度額（月額） 55,000円	
	交通用具利用者（自動車、バイク等利用者）	
	通勤距離（片道）により支給	
	0.5km以上～2km未満 800円	
	2km以上～5km未満 2,500円	
	5km以上～10km未満 4,100円	
	10km以上～15km未満 6,500円	
	15km以上～20km未満 8,900円	
	20km以上～25km未満 11,300円	
	25km以上～30km未満 13,700円	
	30km以上～35km未満 16,100円	
	35km以上～40km未満 18,500円	
40km以上～45km未満 20,900円		
45km以上～50km未満 21,800円		
50km以上～55km未満 22,700円		
55km以上～60km未満 23,600円		
60km以上 24,500円		

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同	
	局長等		70,500円
	次長等		57,800円
	課長等		50,500円
	主幹・技幹等		45,800円
	副課長等		39,500円
※いずれも10%減額して支給しています。			

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

①決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)17年度の 総費用に占める 職員給与費比率
18年度	1億5,841万円	8,368万1千円	4,932万7千円	31.1%	34.4%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	6人	2,608万8千円	530万8千円	1,085万円	4,224万6千円	704万1千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成18年4月1日の人数です。

②特記事項

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間、次の措置を行うこととして
しています。

(ア) 管理職員の管理職手当を、10%減額して支給。

(イ) 期末・勤勉手当における職務の級等による加算分を、給料表の8級(部長級)
の職員は10%、給料表7級(次長級)及び6級(課長級)の職員は5%、そ
れぞれ減額して支給。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市工業用水道事業	46歳 2月	38万3,150円	58万6,762円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

区 分	新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員除く）
1人当たり平均支給額（平成18年度）	180万8千円	164万9千円
平成18年度支給割合	期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6月分) (0.75月分)	左に同じ
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	左に同じ

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成19年4月1日現在）

新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員除く）
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

③ 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）			手当なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が高い地域に在勤する職員に支給される手当です。（平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。）

④ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	18万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	6万2千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	50.0%	
手当の種類（手当数）	5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	198万8千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	66万3千円
支給実績（平成17年度決算）	238万2千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	59万6千円

⑥その他の手当（平成19年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	土・日曜日

（注）勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類	休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇 1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため最高40日）
	病気休暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合 ・公務災害、通勤災害の場合は3年を超えない範囲で必要と認められる期間 ・結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 〔主な休暇〕 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇など 公民権の行使 必要と認められる期間 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産後8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日
無給休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	

第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（平成18年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	8	—	8
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	8	0	8

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（平成18年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	2	2	1	—	5
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0
部下職員の懲戒処分について管理責任者としての適正を欠いていた場合	10	3	—	—	13
合 計	12	5	1	0	18

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第5 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況（平成18年1月～平成18年12月）

	平均取得日数	平均取得率
平成18年取得状況	11.4日	28.9%

2 育児休業等の取得状況（平成18年4月～平成19年3月）

（1）育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	0人	15人
前年度から引き続き取得した者	0人	17人

（2）介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	1人	1人

第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

基本研修	新規採用職員研修、1年経過職員研修、6年経過職員研修、主任昇任者研修、係長昇任者研修 ほか
特別研修	OA研修、「やる気と能力を高める人材育成」研修 ほか
人権研修	主担者養成研修、人権講演会 ほか
派遣研修	市町村アカデミー、国際文化アカデミー、愛媛県研修所 ほか

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行い、人材育成、能力開発、勤労意欲の増進等を図るために、平成16年度から管理職を対象に実施し、平成18年度からは全職員を対象としております。

評定方法は、他の職員との比較による相対評価ではなく、設定された一定の基準に基づき、自己評定については自分自身、評定者においては被評定者がどの水準に位置しているかについて絶対評価を行っております。

第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成18年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	9億9,067万9千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	4,038万7千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	766万1千円
新居浜市職員互助会への負担金	0円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害の状況（平成18年度）

平成17年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件 数	取下件数	平成18年度末現在 未処理件数
0件	1件	0件	0件	0件	1件

(2) 通勤災害の状況（平成18年度）

平成17年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件 数	取下件数	平成18年度末現在 未処理件数
0件	1件	0件	0件	0件	1件

第8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度における公平委員会への措置要求の状況

平成17年度末 の係属件数	平成18年度中の 要求件数	平成18年度中の 終結件数	平成19年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができます。

第9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成18年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成17年度末 の係属件数	平成18年度中の 申立件数	平成18年度中の 終結件数	平成19年度への 繰越件数
0件	1件	0件	1件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。